

4. 電気工事士等の義務

(注) ここで電気工事士とは、第1種電気工事士及び第2種電気工事士をいい、電気工事士等の等とは、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付を受けた者をいう。

- (1) 電気工事士等は、電気用品取締法に規定された表示が付された電気用品を電気工事に使用しなければならない。
- (2) 電気工事士等は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは、「電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）」（通称：電気設備技術基準）に適合するようにその作業をしなければならない。
- (3) 電気工事士等が電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状（第1種又は第2種）、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を携帯していなければならない。
- (4) 第1種電気工事士は、通商産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第1種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内に、「財団法人 電気工事技術者講習センター」が実施する自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。なお、当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

(通商産業省令で定めるやむを得ない事由とは)

- ・ 海外出張をしていたこと。
- ・ 疾病にかかり、又は負傷したこと。
- ・ 災害に遭ったこと。
- ・ 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- ・ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- ・ 財団法人 電気工事技術者講習センターがやむを得ないと認める事由があったこと。

5. 昭和63年の電気工事士法改正について

昭和63年の改正前の電気工事士法では、自家用電気工作物の工事を規制対象外とし、一般用電気工作物の工事のみを規制対象としていた。そして、この一般用電気工作物の工事に従事するには「電気工事士」の資格を有する者でなければならないとされていた。

しかし昭和60年代初めに、比較的規模の小さい中小ビルや工場の自家用電気工作物において、電気工事の不備による事故が増加し、自家用電気工作物の工事段階における保安を抜本的に強化することが求められるようになった。

そこで、電気工事士法の規制対象物に「自家用電気工作物のうち最大電力500kW未満の需要設備」を新たに加え、電気工事の作業に従事できる資格を「3. (2) 電気工事の作業に必要な資格」（6ページ）のように改めた改正電気工事士法（現行法）を昭和62年9月1日に公布し、昭和63年9月1日に施行するに至った。ただし、この改正電気工事士法（現行法）が実際に運用されたのは、平成2年9月1日からである。

S62. 9. 1 改正電気工事士法（現行法）公布

S63. 9. 1 改正電気工事士法（現行法）施行

経過措置期間（S63. 9. 1 ~ H2. 8. 31）

昭和62年9月の電気工事士法改正時の附則（第6条）において、次のいずれかの実務経験を有する者は、経過措置期間に実施する「第1種電気工事士の経過措置講習」を受講すれば、第1種電気工事士免状を取得できるとされた。

- (要件)
- ① 旧電気工事士を取得し、3年以上の実務経験を有する者
 - ② 無資格者であり、10年以上の実務経験を有する者

H2. 9. 1 改正電気工事士法（現行法）運用開始